

令和4年 春号 クオリティライフ いちかわ

3月発行

市川市消費生活センター
TEL:047-320-0668

今回は...

- ★ 成年年齢引き下げで何が変わる？
- ★ “成年に達したばかりの若者が狙われる”
～悪質業者の主な手口と被害に遭わないために～
- ★ 『出前消費者講座』のご案内

弁護士による無料の多重債務相談を行っています。

(要予約)

☆ 消費生活センター
047(320)0666

成年年齢引き下げで何が変わる？

今年の4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

未成年者は取引の知識や経験が不足し、判断力も未熟であることから法律で保護されています。しかし、成年に達すると親の同意を得ずに自分の意思で様々な契約ができるようになります。

契約を結ぶかどうかを自分で決め、その契約についての責任も自分で負うことになります。



【“変わること”と“変わらないこと”】

○ 18歳からできること

親の同意なく契約できるほか、10年間有効のパスポートを取得したり、公認会計士などの国家資格を取ったりすることも可能になります。

住む場所や進学、就職等の進路なども自分の意思で決定できるようになります。

また、結婚できる最低年齢は男女ともに18歳になります。

○ 20歳のまま変わらないこと

飲酒や喫煙、競馬などの公営ギャンブルに関する年齢制限は、健康面への影響や非行防止等の観点から20歳のまま変わりません。

また、国民年金の加入義務が生じる年齢も、従来のまま20歳以上となっています。

《成年年齢引き下げによる年齢要件の変更》

18歳から できること	親の同意なしでの契約（クレジットカードを作る、ローンを組む、携帯電話の契約、ひとり暮らしの部屋を借りるなど）
	10年間有効なパスポートの取得
	公認会計士や司法書士などの国家資格取得
	結婚（男女とも18歳に統一）
	性同一性障害の人の性別変更の申し立て
	外国人の帰化（日本国籍の取得） など

20歳のまま 変わらないこ と	飲酒・喫煙
	競馬や競輪、オートレースなどの公営ギャンブル
	中型自動車免許等の取得
	養子をとること
	国民年金保険料の納付義務 など



“成年に達したばかりの若者が狙われる”

～悪質業者の主な手口と被害に遭わないために～



(消費者庁イラスト集より)

未成年者の消費者被害を抑止する役割を持つ未成年者取消権(※1)は、成年に達すると同時に行使できなくなります。そのため法律による保護がなくなったばかりの18歳が、悪質商法のターゲットになるのではないかと懸念されています。

スマホやSNSの情報をきっかけに、好奇心やアルバイト感覚などから、社会経験の少ない若者がトラブルに巻き込まれるケースは今も少なくありません。困ったときは一人で悩まずに、家族や消費生活センターなど信頼できる人に相談しましょう。

(※1)「未成年者取消権」は、未成年者が契約するには、原則として法定代理人の同意が必要です。

法定代理人の同意がない契約は、一定の場合を除いて取り消すことができます。

【若者を狙う悪質業者の主な手口】

《街角での声掛けや電話を使って誘う手口》

○ キャッチセールス

街中でアンケートなどを理由に声をかけ、事務所やイベント会場に連れていき、断れない状況に追い込んでサービスや商品の契約をせまる手口です。



(消費者庁イラスト集より)

○ アポイントメントセールス

電話やSNSなどで「当選した」「あなただけ」などと販売目的を隠して誘い出し、有利な条件ばかりを強調して契約をせまる手口です。

『被害に遭わないために』

- ・ 見知らぬ人の誘いに気軽に応じない
- ・ 「あなただけ」「景品を差し上げます」という言葉は誘い出すための口実、うまい話には裏があると疑う
- ・ アンケートなどに記入した住所や連絡先は悪用されるおそれがあるため、安易に個人情報教えない



(消費者庁イラスト集より)

《 人間関係を利用した手口 》

○ デート商法

異性に対する恋愛感情や好意につけ込み、宝石類や毛皮などの高額な商品を販売する手口です。

○ マルチ商法

「商品を売りながら会員を増やすとリベートがもらえる」などと、消費者を販売組織に勧誘して、商品を売る手口です。実際にはたくさんの商品を購入したのに会員が勧誘できず、在庫を抱えてしまうという問題が発生しています。借金をして入会して返済もできなくなったというトラブルも増えています。



(消費者庁イラスト集より)

『被害に遭わないために』

- ・ 「出会い系サイト」などを通じて知り合った人の中には、悪質業者が紛れ込んでいることもあるので注意する
- ・ 相手が友人でも unnecessary な商品やサービスは遠慮せずきっぱりと断る

《 お金を振り込ませる手口 》

○ 架空請求

流出した個人情報などを使い、手紙やはがき、電子メールなどで架空の請求をする詐欺です。債権回収業者や公的機関を装い、「アダルトサイト利用料」「出会い系サイト利用料」など、様々な名目で金銭を要求します。

○ ワンクリック詐欺

インターネット上でURLをクリックしただけで、「入会ありがとうございます。入会金をお支払ってください」と表示が出て、振り込ませる手口です。

『被害に遭わないために』

- ・ サイトを利用した覚えがなければ無視する
- ・ 問い合わせ先の電話番号にかけると個人情報を知られてしまうため、絶対に連絡しない
- ・ 一度クリックしただけで契約は成立しないので、お金を支払う必要はない

(参考：くらしの豆知識2021年版 他)

『出前消費者講座』のご案内

消費生活センターでは様々な消費者問題に関する被害を未然に防止するため、市内の自治会・高齢者クラブ・学校の授業やPTA等の皆様に出前消費者講座を行っています。



被害にあわないために『出前消費者講座』でその手口や対処方法を学びませんか！！

(講座テーマの例)

- ・悪質商法、詐欺などの被害に遭わないための日頃の心得と対処方法
- ・年齢階層(若者・高齢者など)別の消費者被害防止について

問い合わせ・申し込みは、市川市消費生活センターへ ☎047-320-0668

- * 開催予定日の1か月くらい前までにお申し込みください。
- * 開催日時は、平日の午前10時～午後4時
- * 時間は1時間程度で、ご要望に合わせたメニューをご用意します。(DVD上映も可能です)
- * 10名程度から、ご希望の会場に伺います。
- * 講師への謝礼・教材費等はすべて無料です。
- * お申し込みの際は、右記事項をお知らせください。

お気軽にご相談ください。

※ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催できない場合があります。

- *団体名・担当者名・連絡先
- *希望日時
- *開催場所
- *希望する講座のテーマ及び内容
- *受講者の人数・年齢層



消費生活相談窓口

◇ 市川市消費生活センター

市川市市川南1-1-1 ザ・グランド・イースト 213号

相談日時 月曜日～金曜日(窓口及び電話相談)

※第2・第4土曜日(祝日除く)は電話相談のみ受付

午前10時～午後4時

相談電話 **047-320-0666**

※ 消費生活センターの休所日

土曜日(第2・第4土曜日を除く)

日曜日・祝日・年末年始

新型コロナウイルス感染防止のため、窓口での相談を休止する場合があります。

◇ 行徳支所 市民相談室 消費生活相談

市川市末広1-1-31 行徳支所 2階

相談日時 第2・第4火曜日(窓口及び電話相談)

午前10時～正午、午後1時～午後4時

相談電話 **(047-359-1121)**が、

休止の場合は、直接、消費生活センター

(047-320-0666)に相談してください。

◇ 上記相談日時以外の相談(年末年始を除く)

消費者ホットライン 電話: **188(局番なし)**を

ご利用ください。相談時間 午前10時～午後4時